

P T A 総合補償制度規程

第 1 章【補償制度】

第 1 条 この制度は P T A が主催する各種行事活動中に生じた事故について傷害補償制度（P T A 団体傷害保険）および賠償補償制度（P T A 賠償責任保険）で補償するものである。

第 2 章【傷害補償制度の概要】

第 2 条 被保険者は P T A 会員（保護者・教員・公務員・調理員）および児童全員とする。但し、会費納入者に限る。

第 3 条 P T A が主催（共催）する行事・活動中に参加するものが、その活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った場合は、保険会社委託の傷害補償制度に基づいて給付される。

第 4 条 第 3 条に規定する災害給付の対象となる傷害・後遺障害・死亡に対する給付の種類及びその額は、次の（1）－（4）とする。

（1） 死亡保険金 500 万円（1 名につき）

事故の日から 180 日以内にその障害がもとで死亡した場合、保険金額の全額を給付する。

（2） 後遺障害保険金 500 万円（1 名につき）

事故の日から 180 日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じた時は、その程度により保険金の 3%～全額の所定の額を給付する。

（3） 入院保険金 4,000 円（日額）

事故の日から 180 日以内の、そのケガによる入院日数（入院に準じた状態を含む）1 日につき所定の入院保険金日額を給付する。

（4） 通院保険金 2,000 円（日額）

事故の日から 180 日以内の、そのケガによる通院日数（往診を含む）1 日につき 90 日分を限度として所定の通院保険金日額を給付する。

第 5 条 給付対象とならない場合は次のとおりとする。

（1） P T A 年間行事に位置づけがなく、P T A 会長の捺印がない場合

（2） 故意に起こした事故の場合

（3） 自殺行為・犯罪行為の場合

（4） 地震・噴火・津波による事故の場合

（5） 戦争・暴動等による事故の場合

（6） 日本スポーツ振興センター法の給付対象となりうるべき事故の場合。

第3章【賠償補償制度の概要】

第6条 この制度はP T A活動遂行に起因してP T Aが賠償責任を負担された場合に補償するものである。

第7条 被保険者は柳津小学校P T Aとする。

第8条 P T A活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、児童やその他の第三者の身体に障害を与えたこと、または、財物を損壊したことについてP T Aが法律上の損害賠償責任を負担された場合にその損害賠償金、裁判費用等の損害を保険会社委託の賠償補償制度に基づいて給付される。

第9条 第8条に規定する給付の対象となる保険金の種類は、次のとおりとする。

(1) **損害賠償金**

ケガをした人に対する治療費や慰謝料、ものを壊した場合の修理費や再購入などの賠償金を給付する。

(2) **応急手当費用**

応急手当、護送等にかかった費用を給付する。

(3) **訴訟費用**

裁判、仲裁、弁護士費用を給付する。

(4) **損害防止軽減費用**

事故発生後損害の拡大を防止するために要した費用を給付する。

第10条 給付対象とならない場合は次のとおりとする。

(1) P T A年間行事に位置づけがなく、P T A会長の捺印がない場合

(2) 自動車、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く）の所有・使用・管理に起因する事故の場合

(3) 提供した飲食物に起因する食中毒事故の場合

(4) 地震・噴火・津波による事故などの自然災害に起因する事故の場合

第11条 第8条に規定するP T A管理者賠償に関する給付のてん補限度額は次のとおりとする。

(1) **身体賠償保険金額**

500万円（1名につき）（1事故負担額0円）

2億円（1事故につき）（1事故負担額0円）

(2) **財物賠償保険金額**

100万円（1事故につき）（1事故負担額5,000円）

500万円（保険期間中につき）（1事故負担額5,000円）

第4章【手続き等】

第12条 給付に関わる報告・申請などは、次のとおりとする。

- (1) 委託保険会社に対する給付申請はP T A会長が行う。
- (2) 給付対象者は、P T A会長に給付に関する報告書、申請書を委託保険会の約款に基づき提出する。
- (3) 災害報告書は発生から1ヵ月以内とする。
- (4) 給付申請書は、治療完了後1ヵ月以内または180日経過後1ヵ月以内とする。
- (5) 特殊な事由によっては、災害発生後1ヶ年までを有効期間とする。

第13条 給付等に関わる特殊事由が発生した場合は、本部役員会にて審議し決定する。

第14条 この給付規程により判断できかねる場合は、委託保険会社の約款に準ずる。

第15条 第3条に規定する共催とは、P T Aが学校や地域団体などと共催して活動する場合で、その活動するための委員会にP T A代表が位置付けられ、活動の一部を役割として受け持っている場合のことをいう。

但し、単なる呼びかけによる参加や名義貸しなどには該当しない。

第5章【保険料】

第16条 平成21年度より保険料の負担はP T A特別会計より支出し、負担金を徴収しないこととする。但し、P T A特別会計の歳入の諸事情の変化により支出が困難となる場合には本部役員会で協議し、運営員会で決定する。

第6章【適用期間】

第17条 適用期間は、その年度の4月1日午後4時～次年度の4月1日午後4時までとする。

第7章【改正】

第18条 本規定の変更は、運営員会において出席委員の過半数の同意を得て決定し、総会で報告する。

付 則

- (1) 本規定は、平成21年4月1日より新設し、実施する。